

群馬労働局の取組 トピックス 人材確保等支援助成金（テレワークコース）



パートタイム・有期雇用労働法キャラクター
「パゆう」ちゃん ぐんまver.

発信者 群馬労働局雇用環境・均等室

- 群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。
- ご不明な点は、雇用環境・均等室までお問い合わせください。（027-896-4739）

① テレワークを有効に活用しましょう！

「**テレワーク**」とは、インターネットなどのICTを活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。自然災害や新型インフルエンザ等非常時でも事業を継続する有力な手段としても注目されています。

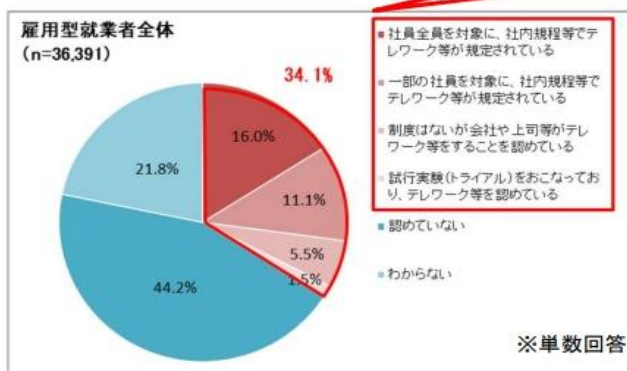
【テレワークの効果】



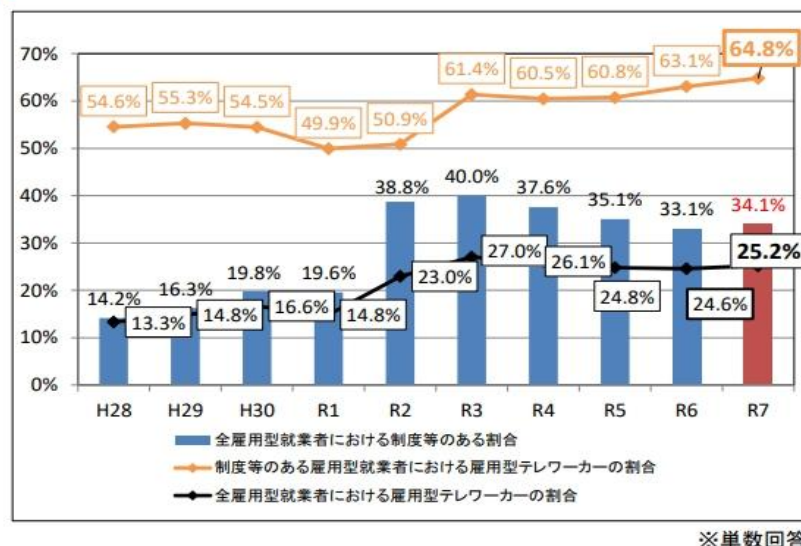
【設問対象者】雇用型就業者 [n=36,391]

○雇用型就業者において、勤務先に「テレワーク制度等が導入されている」就業者の割合は昨年度から約1ポイント上昇して**34.1%**。そのうち、テレワークを実施したことがある就業者の割合は、昨年度から約1.7ポイント増加して**64.8%**。

勤務先にテレワーク制度等が導入されている就業者の割合【R7】



制度等が導入されている就業者の割合及び制度等の有無別の雇用型テレワーカーの割合【H28-R7】



出典：国土交通省「令和7年度 テレワーク人口実態調査」

② 人材確保等支援助成金(テレワークコース)のご案内

適切な労務管理下におけるテレワークを制度として導入・実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげた**中小企業事業主**を支援します。

テレワーク勤務を、既に導入済みで実施を拡大する事業主も対象となります。

助成の対象となる取組み

- 労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作り
- 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- 外部専門家によるコンサルティング
- 労務管理担当者に対する研修
- 労働者に対する研修

【①制度導入助成】

支給要件	支給額
<ul style="list-style-type: none">●テレワーク勤務に関する制度を規定した就業規則等を整備した事業主であること●企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取組みを行う事業主であること●テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が所定の要件をみたすこと <p>※実施を拡大する場合は、上記に加え、評価期間の延べテレワーク実施回数を評価期間前3か月と比べて25%以上増加させる必要があります。</p> <p>など</p>	20万円

【②目標達成助成】

支給要件	支給額
<ul style="list-style-type: none">●制度導入助成を受けた事業主であること●制度導入後の離職率が、制度導入前離職率以下となっていること●制度導入後離職率が30%以下となっている事業主であること●評価期間（目標達成助成）におけるテレワーク実績が評価期間（制度導入助成）における実績以上であること <p>など</p>	10万円 <15万円> <small>※< >内は賃金要件を満たした場合に適用されます。</small>

助成金の支給要件や申請方法等の詳細については、厚生労働省HPをご確認いただくか、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へお問い合わせください。

人材確保等支援助成金

検索

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーはHPを見てね！

